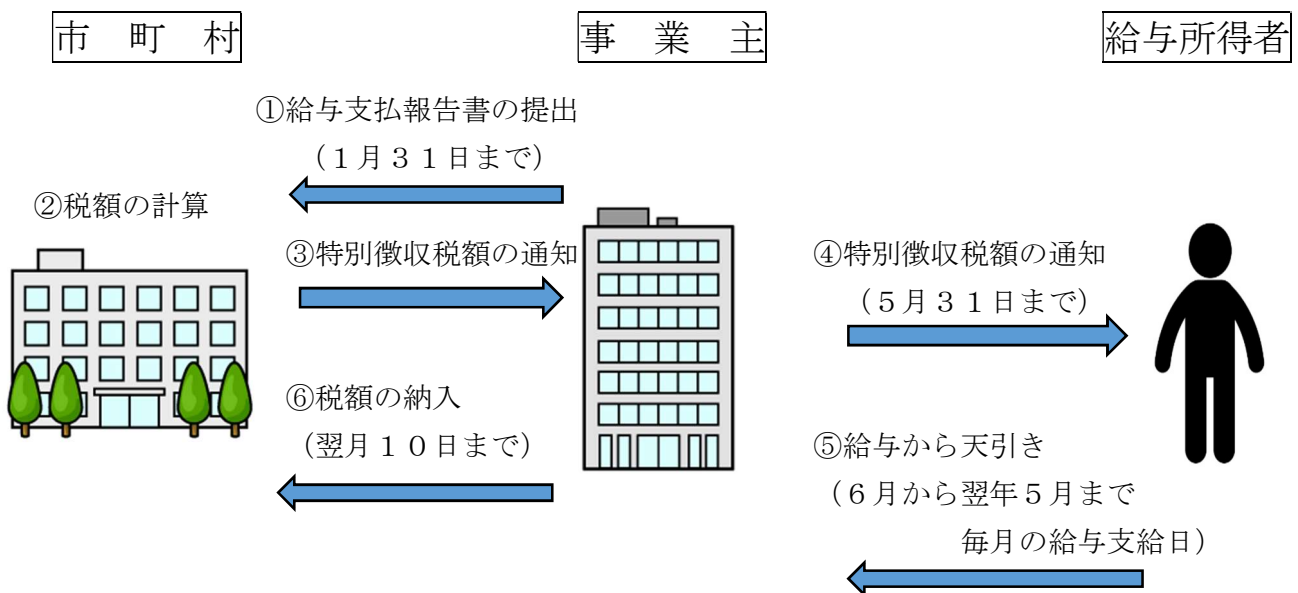


特別徴収の方法による納税のしくみ

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（天引き）し納入していただく制度です。

毎年5月に特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

※所得税のように、税額を計算する必要はありません。



問合せ先

八千代町役場 総務部

税務課 住民税係

TEL0296-48-1666

(直通)